

4 豊監第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき定例監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和4年11月30日

豊山町監査委員 堀 尾 博 樹

豊山町監査委員 坪 井 孝 仁

定例監査結果報告書

1 監査の対象

指定管理者

- ・豊山町社会福祉協議会（担当部署 生活福祉部）
- ・檸檬会（担当部署 生活福祉部）
- ・ハマダスポーツ企画株式会社（担当部署 教育委員会）
- ・豊山町シルバー人材センター（担当部署 教育委員会）

2 監査の実施日

令和4年11月25日（金）

3 監査の概要

上記の対象を所管している生活福祉部及び教育委員会からの監査資料及び関係書類等の提出を求め審査し、説明を聴取して、指定管理に係る出納その他の事務の執行が適正かつ合理的・効率的に行われているかを主眼として監査を実施した。

4 監査の結果

監査を実施した結果、生活福祉部及び教育委員会所管の指定管理者への出納その他の執行処理状況について、概ね適正に行われていると認められた。